改正 平成31年 3月29日北関東防衛局達第1号

自衛官以外の隊員の勤務時間及び休暇に関する訓令(昭和37年防衛庁訓令第43号) 第13条及び自衛官の勤務時間及び休暇に関する訓令(昭和37年防衛庁訓令第65号) 第19条の規定に基づき、北関東防衛局におけるフレックスタイム制勤務に関する達を 次のように定める。

平成28年9月13日

北関東防衛局長 平井 啓友

北関東防衛局におけるフレックスタイム制勤務に関する達

(趣旨)

- 第1条 この達は、北関東防衛局におけるフレックスタイム制勤務(事務官等にあっては自衛隊法施行規則(昭和29年総理府令第40号。以下「規則」という。)第44条第5項又は第6項の規定により勤務時間を割振られて勤務することをいい、自衛官にあっては自衛官の勤務時間及び休暇に関する訓令(昭和37年防衛庁訓令第65号。以下「自衛官訓令」という。)第9条第3項又は第6項の規定により日課を定められ勤務することをいう。以下同じ。)を行うために、必要な事項を定めるものとする。(用語の定義)
- 第2条 この達において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところに よる。
 - (1) フレックス制適用隊員 自衛官以外の隊員の勤務時間及び休暇に関する訓令第2条第8項から第16項で及び第25項、自衛官の勤務時間及び休暇に関する訓令第9条第3項から第8項まで及び第11項並びに防衛省に勤務する一般職の職員の勤務時間に関する訓令第5条の規定に基づく勤務時間の割振り又は日課の定めの基準等について(防人計第7204号。28.3.31。以下「基準通知」という。)第1第3項に規定するフレックス制適用隊員をいう。
 - (2) コアタイム 基準通知第1第18項第1号に規定するコアタイムをいう。 (フレックスタイム制勤務における勤務時間等)
- 第3条 フレックスタイム制勤務における勤務時間等については、別表のとおりとする。 (単位期間)
- 第4条 規則第44条第5項の適用を受ける自衛官以外の隊員又は自衛官訓令第9条第3項の適用を受ける自衛官(以下「育児介護適用隊員以外の隊員」という。)のフレックスタイム制勤務の一の単位期間は4週間とする。
- 2 前項における単位期間は、直前の単位期間が終了した日の翌日から起算した4週間とする。

3 規則第44条第6項の適用を受ける自衛官以外の隊員又は自衛官訓令第9条第6項 の適用を受ける自衛官(以下「育児介護適用隊員」という。)のフレックスタイム制勤務 の単位期間は、1週間、2週間、3週間又は4週間のうち育児介護適用隊員が選択す る期間とする。

(勤務時間の割振り等)

第5条 フレックスタイム制適用隊員に対する勤務時間の割振り又は日課の定め(以下「勤務時間の割振り等」という。)のうち、本局の部(部長を除く。)については、当該部長が、地方防衛事務所又は出張所(以下「事務所等」という。)の職員(事務所等の長を除く。)については、当該事務所等の長が行うものとする。

(フレックスタイム制勤務の申告)

- 第6条 フレックス制勤務を希望する隊員は、原則として単位期間の開始日の前日から 起算して2週間前までに、基準通知別紙様式第4により局長又は部長若しくは事務所 等の長に申告するものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、規則第44条第6項の適用を希望する自衛官以外の隊員 又は自衛官訓令第9条第6項の適用を希望する隊員は、フレックス制勤務の単位期間 の開始日の前日から起算して1週間前までに、基準通知別紙様式第2及び別紙様式第 4により局長又は部長若しくは事務所等の長に申告するものとする。ただし、自衛官 以外の隊員の勤務時間及び休暇に関する訓令(昭和37年防衛庁訓令第43号。以下 「事務官等訓令」という。)第2条第18項に規定する隊員である場合には、基準通知 別紙様式第2について、電話その他の通信によることができる。
- 3 規則第44条第6項の適用を希望する自衛官以外の隊員又は自衛官訓令第9条第6項の適用を希望する隊員が、前項に規定する期日までに、やむを得えない理由により申告できない場合は、速やかに申告するものとする。

(フレックスタイム制勤務の通知等)

- 第7条 局長又は部長若しくは事務所等の長は、前条第1項の規定による申告があった ときは、単位期間が始まる日の前日から起算して1週間前の日までに、勤務時間の割 振り等を行い、申告者に対して、その結果を通知するものとする。
- 2 前項の規定は、前条第2項又は第3項の規定による申告があった場合について準用する。この場合において「単位期間が始まる前日から起算して1週間前の日までに」とあるのは、「速やかに」と読み替えるものとする。
- 3 局長又は部長若しくは事務所等の長は、第1項又は前項の規定に基づいて通知して 後において、隊務の運営に支障があると判断した場合は、基準通知第1第7項に基づ き通知した勤務時間の割振り等を変更することができる。

(標準勤務時間)

第8条 基準通知第1第7項第2号の標準勤務時間は、休憩時間を除き、午前8時30 分から午後5時15分又は午前9時30分から午後6時15分とする。

(委任規定)

第9条 この達に定めるもののほか、フレックスタイム制勤務に関し必要な事項は、総 務部長が定める。

附則

- 1 この達は、平成28年9月13日から施行する。
- 2 この達中第4条第1項に規定する単位期間のうち、最初の単位期間は、平成28 年10月3日から同年10月30日までとする。

附 則(平成31年3月29日北関東防衛局達第1号)

この達は、平成31年4月1日から施行する。

別表 (第3条関係)

適用隊員	勤務時間又は日課			休憩時間	休養日
	コアタイム	コアタイム以外		Fliable 3 let	
育児介護適用隊員 以外の隊員	午前10時 ~ 午後4時	午前7時 ~ 午前10時	午後4時 ~ 午後10時	午後0時~午後1時 ※午後6時~午後6時30分 午後6時45分 午後7時	土曜日及び日曜日
育児介護適用隊員	午後1時 ~ 午後3時	午前7時 ~ 午後0時	午後3時 ~ 午後10時	午後0時~午後1時 ※午後6時~午後6時30分 午後6時45分 午後7時	土曜日及び日曜日 及び申告がある場合は 上記以外に1日

※ 事務官等訓令第2条第6項又は自衛官訓令第9条第11項の規定に基づき、 5時間30分を越える連続する正規の勤務時間を割振る場合には、30分、4 5分又は60分の休憩時間を置くこととする。